

入札公告（造林事業）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和7年6月18日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介

1 事業の概要

(1) 事業名 箕面国有林267ヘ林小班外森林整備事業（造林）

(2) 事業場所 大阪府箕面市 箕面国有林267ヘ林小班外

(3) 事業内容 地拵 2.11ha
植付（新植） 2.11ha
防護柵新設 1.92km
単木保護管設置 0.12ha

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

(5) 本事業は、造林・素材生産事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業である。

(6) 本入札は、電子調達システムにより参加することができる。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づきB、C又はDに格付けされている者であること。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきAに格付けされている者を含むものとする。

また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分（役務の提供等（その他））

数値	等級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ア 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
- イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有すること。
- ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
- エ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。

- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「近畿」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、除伐2類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む）及び衛生伐）事業」（以下「同種事業」という。）を実施した実績（国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）を有すること。
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」（以下「事業成績評定要領」という。）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次に示す現場代理人が常駐できること。
 - ア 当該事業に配置を予定する現場代理人にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日以前において3か月以上）であること。
 - イ 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
 - ウ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員がア及びイの条件を満たしていること。
- (9) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
刈払機を使用する場合は安全教育の修了者、チェーンソーを使用する場合は「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の修了者」を配置できること。
なお、その他法令上定められた資格又は安全教育（以下、「資格等」という。）が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有している者を配置できること。
- (10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、「農林水産業・食品産業の作

業安全のための規範（個別規範：林業）事業向け「チェックシート」（別紙様式1-1）に記入し提出すること。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」
は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(14) 電子調達システムにより参加する場合は、電子認証（ICカード等）を取得していること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 担当部局：〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話：075-414-9822

メールアドレス：nyusatsu_kyoto@maff.go.jp

(2) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

(ア) 提出方法

入札説明書に示す様式により、電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- Microsoft Word
- Microsoft Excel
- その他のアプリケーション PDF ファイル
- 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- 圧縮ファイル ZIP 形式

なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内において受け付けるが、必ず(1)の担当部局に連絡し、許可を受けてから提出すること。

(イ) 提出期間

令和7年6月19日9時00分から令和7年7月2日17時00分まで

（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札方式により参加する場合

(ア) 提出方法：入札説明書に示す様式により、原則として電子メールにより提出するものとし、(1)のメールアドレスに(イ)の提出期間内に必着とする（持参、郵送による提出も可）。

なお、提出した申請書等の差替え及び追加がある場合は、(イ)の提出期間内における再提出は受け付ける。

(イ) 提出期間：令和7年6月19日から令和7年7月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）

(ウ) 提出場所：(1)に同じ

(4) 申請書等は入札説明書により作成すること。

(5) (3)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

3(1)に同じ

(2) 入札説明書等の閲覧・貸出期間、場所及び方法

ア 貸出期間：令和7年6月18日から令和7年7月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）

イ 場 所：3(1)に同じ

ウ そ の 他：資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。

なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体（CD-R、CD-RWに限る。）を持参し窓口で申し出ること。

入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 入札開始

(ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和7年7月21日9時00分から令和7年7月24日10時00分までに入札金額の送信を行うこと。その際、事業費内訳書を添付すること。

(イ) 紙入札方式により参加する場合

入札書を、イの入札締切日時までに京都大阪森林管理事務所会議室へ持参すること。また、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

なお、郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「7月24日開札、箕面国有林267ヘ林小班外森林整備事業（造林）の入札書在中」と朱書し、令和7年7月23日17時00分までに必着すること。

郵便により提出する場合の送付先は、3(1)に同じ。電子メール、FAX、その他の方法による入札は認めない。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

事業費内訳書については、入札書と別封により（郵送の場合は上記二重封筒の外封筒に入れて）提出すること。

イ 入札締切

日時：令和7年7月24日10時30分

ウ 開札

日時：令和7年7月24日10時30分入札締切後、速やかに開札する。

場所：京都大阪森林管理事務所会議室

エ 入札結果

(ア) 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムにより通知する。

(イ) 紙入札方式により参加する場合

ウの開札会場において発表する。

なお、郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話又は文書にて通知する。

5 現場説明会

現場説明会は実施しない。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金：免除
- イ 契約保証金：免除

(3) 事業費内訳書の提出

- ア 初回の入札に際し、初回の入札書に記載する入札金額に対応した事業費内訳書を提出すること。
- イ 事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札及び不正な行為を行ったものによる入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定は、競争参加資格が確認された者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が 1 千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、紙入札方式のみの場合は、「くじ」により落札者を決定する。この場合において、同価格の入札した者にうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子調達システムによる入札がある場合は、電子調達システムの「電子くじ」により落札者を決定する。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1) に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 造林事業請負標準仕様書、造林事業請負契約約款については、近畿中国森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/provision.html>) からダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は、本公告日とする。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

[\[http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html\]](http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html) をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。